

岩手県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において読み替えて準用する同法第51条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、指定を受けた施術者が次のとおりその指定を辞退した。

令和6年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	開設している施術所		指定の辞退の効力発生の年月日
	名称	所在地	
吉川 貞治	釜石キュアセンター東洋治療院古川	釜石市鵜住居町第13地割61番地9	令和6年8月6日